令和５年度出水市一般廃棄物処理実施計画

１　基本方針

一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃掃法」という。)、出水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１８年出水市条例第１０２号。以下「廃掃条例」という。）及び出水市環境基本条例（平成１８年出水市条例第１０５号）に基づき、出水市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

２　計画の期間及び区域

⑴　計画の期間　　令和５年４月１日から令和６年３月３１日までとする。

⑵　計 画 区 域　　出水市全域とする。

【令和５年３月１日現在】

面　　積	３２９．９８　ｋ㎡
世　帯　数	２５，５９６　世帯
人　　口	５２，０３５　人

３　一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

⑴　生活系ごみ

ア　可燃ごみ（粗大ごみを含む。）　　９，０３７トン

イ　不燃ごみ（粗大ごみを含む。）　　５５２トン

ウ　資源ごみ　　２，０６５トン

⑵　事業系ごみ

ア　可燃ごみ（粗大ごみを含む。）　　５，５０３トン

イ　不燃ごみ（粗大ごみを含む。）　　１９３トン

⑶　し尿、浄化槽汚泥

ア　し　　尿　　１，７２４キロリットル

イ　浄化槽汚泥　　１７，４４５キロリットル

4　一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

⑴　ごみの減量化

家庭から排出される生ごみの減量を目的として、生ごみ処理機キエーロ等の生ごみ処理機について、報償金を出すなどして導入しやすい体制づくりを確立する。

⑵　ごみの資源化

「『リサイクル品』と『家庭ごみ』の分け方・出し方」により分別収集に取り組む。環境美化推進員等に対する研修や自治会での出前講座をするなどして、市民への啓発活動を推進しながら、一層のごみの資源化を推進する。

5　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

⑴　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類

生活系ごみ

⑵　分別して収集するものとした一般廃棄物の分別の区分

区　　分		内　　容
資源ごみ	古紙類	新聞紙・チラシ、段ボール、飲料紙パック、雑誌、その他の紙類
	古繊維類	古着
	アルミ缶	アルミのリサイクルマークがついている飲食料等の缶
	スチール缶	スチールのリサイクルマークがついている飲食料等の缶
	生きびん	一升びん、ビールびん、ジュースびん、プラスチック製のびんケース
	駄びん類	飲食料等のびん（無色透明のびん、茶色のびん その他の色のびん）
	ペットボトル	ＰＥＴのリサイクルマークがついている飲料、酒類、しょう油等の入ったプラスチック容器
	その他プラスチック	プラのリサイクルマークがついているプラスチック製容器包装
	蛍光灯	直管型、環型の蛍光灯

	乾電池	マンガン、アルカリ乾電池 （充電池・バッテリー、ボタン電池等は除く。）
	食用油	菜種油、大豆油、コーン油、ごま油、サラダ油等
	カセットボンベ・スプレー缶等	カセットボンベ、スプレー缶、殺虫剤、 塗料スプレー缶等
燃やせるごみ	燃やせるごみ	生ごみ、ポリバケツ、CD、DVD、使い捨てライター ビニールひも、使い捨てカイロ　アルミホイル等
	燃やせる粗大ごみ	カラーボックス、カーペット、布団、衣装ケース ポリタンク等
燃やせないごみ	燃やせないごみ	茶碗、陶器、花瓶、ガラス、鍋類等
	燃やせない粗大ごみ	自転車、ストーブ、掃除機、コンロ、スチール製椅子 等指定袋に入らないじんかい車で収集可能なごみ

6　一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

⑴　処理主体

ア　生活系ごみ

種　　類		収集運搬	処分	備考
資源ごみ	紙類	市（民間委託）	資源化業者等	
	古繊維	市（民間委託）	資源化業者等	
	アルミ缶	市（民間委託）	市（民間委託）	契約業者へ売却
	スチール缶	市（民間委託）	市（民間委託）	契約業者へ売却
	生きびん	市（民間委託）	資源化業者等	
	駄びん類	市（民間委託）	市（民間委託）	指定法人へ引渡し
	ペットボトル	市（民間委託）	市（民間委託）	契約業者へ売却
	その他プラスチック	市（民間委託）	市（民間委託）	指定法人へ引渡し
	蛍光灯	市（民間委託）	一部事務組合 （民間委託）	

	乾電池	市（民間委託）	一部事務組合 （民間委託）	
	食用油	市（ＮＰＯ法人に委託）	ＮＰＯ法人による再資源化	
	カセットボンベ・スプレー缶等	市（民間委託）	一部事務組合	処理施設：北薩広域行政事務組合リサイクルセンター
燃やせるごみ	燃やせる ごみ	市（民間委託） 排出者（自己搬入又は委託）	一部事務組合	処理施設：北薩広域行政事務組合環境センター
	燃やせる 粗大ごみ	市（民間委託） 排出者（自己搬入又は委託）	一部事務組合	処理施設：北薩広域行政事務組合環境センター
燃やせないごみ	燃やせない ごみ	市（民間委託） 排出者（自己搬入又は委託）	一部事務組合	処理施設：北薩広域行政事務組合リサイクルセンター
	燃やせない 粗大ごみ	市（民間委託） 排出者（自己搬入又は委託）	一部事務組合	処理施設：北薩広域行政事務組合リサイクルセンター

イ　事業系ごみ

種類	収集運搬	処分	処理施設
燃やせる ごみ	排出者 （自己搬入又は委託）	一部事務組合	北薩広域行政事務組合 環境センター
燃やせない ごみ	排出者 （自己搬入又は委託）	一部事務組合	北薩広域行政事務組合 リサイクルセンター
粗大ごみ	排出者 （自己搬入又は委託）	一部事務組合	北薩広域行政事務組合 リサイクルセンター
資源ごみ	排出者 （自己搬入又は委託）	一部事務組合 又は 資源化業者等	北薩広域行政事務組合 リサイクルセンター

ウ　し尿・浄化槽汚泥

種類	収集運搬	処分	処理施設
し　尿	許可業者	一部事務組合	北薩広域行政事務組合 衛生センター
浄化槽汚泥	許可業者	一部事務組合	北薩広域行政事務組合 衛生センター

⑵　収集運搬計画

ア　生活系ごみ

種類		収集回数	収集方法	排出方法
資源ごみ	古紙類	主に月２回	ステーション方式	・新聞紙、段ボール、雑誌は、紙ひもで十字に縛り排出する。 ・牛乳パック等の飲料紙パックは、中身の見える袋に入れて出す。 ・その他の紙類（紙ひもで縛りにくい小さな紙類）は、収集場所に備え付けてある収集用ネット袋に入れて排出する。 ・収集日は別紙収集地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。
	古繊維類	主に月２回	ステーション方式	・中身の見える任意のビニール袋に入れて排出する。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。
	アルミ缶	主に月２回	ステーション方式	・きれいに洗浄した物を収集場所に備え付けてある収集用ネット袋に入れて排出する。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。 ・再商品化に支障のないよう分別の徹底を図る意味から、環境美化推進員を配置し指導を行うものとする。
	スチール缶	主に月２回	ステーション方式	・きれいに洗浄した物を収集場所に備え付けてある収集用ネット袋に入れて排出する。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。 ・再商品化に支障のないよう分別の徹底を図る意味から、環境美化推進員を配置し指導を行うものとする。
	びん類	主に月２回	ステーション方式	・蓋を取り、きれいに洗浄した物を無色透明のびん、茶色のびん、その他の色のびんに分け、収集場所に備え付けてあるびん類用収集袋に入れ、生きびん類は、収集場所にそのまま排出する。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。 ・再商品化に支障のないよう分別の徹底を図る意味から、環境美化推進員を配置し、指導を行うものとする。
	ペットボトル	主に月２回	ステーション方式	・蓋を取り、きれいに洗浄した物を収集場所に備え付けてある収集用ネット袋に入れて排出する。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。 ・再商品化に支障のないよう分別の徹底を図る意味から、環境美化推進員を配置し、指導を行うものとする。

	その他プラスチック	主に 月２回	ステーション方式	・きれいに洗浄した物を収集場所に備え付けてある収集用ネット袋に入れて排出する。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。 ・再商品化に支障のないよう分別の徹底を図る意味から、環境美化推進員を配置し指導を行うものとする。
	蛍光灯	主に 月２回	ステーション方式	・収集場所に備え付けてある蛍光灯専用の容器に入れて排出する。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。
	乾電池	主に 月２回	ステーション方式	・収集場所に備え付けてある乾電池専用の容器に入れて排出する。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。
	食用油	主に 月２回	ステーション方式	・収集場所にペットボトル等の容器に入れて排出する。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。
	カセットボンベ・スプレー缶等	主に 月２回	ステーション方式	・収集場所に備え付けてあるカセットボンベ・スプレー缶等専用のコンテナに入れて排出する。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。
燃やせるごみ	燃やせるごみ	主に 週２回	ステーション方式	・排出容器は、燃やせるごみ用指定袋とし、袋に記名して排出する。 ・収集日は別紙収集地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。
	燃やせる粗大ごみ	月１回	ステーション方式	・市が民間業者に委託して収集運搬する粗大ごみは、原則として環境センターにおいて収集可能な物のみとする。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。
燃やせないごみ	燃やせないごみ	主に 月２回	ステーション方式	・排出容器は、燃やせないごみ用指定袋とし、袋に記名して排出する。 ・高尾野町地区及び野田町地区は、専用のコンテナに排出する。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。
	燃やせない粗大ごみ	月１回	ステーション方式	・市が民間業者に委託して収集運搬する粗大ごみは、原則としてリサイクルセンターにおいて収集可能な物のみとする。 ・収集日は別紙収集日地区割表のとおりとし、午前８時３０分までに排出する。

※　高尾野運動場内ごみステーションを利用する場合は、下表のとおり排出者自らが搬入する。

高尾野運動場内ごみステーション収集計画

種　　類	収集日等（排出方法は、生活系ごみに同じ。）
燃やせるごみ	毎週月曜日、木曜日。前日夕方と当日朝 （前日夕方とは、午後５時から午後７時までの間、当日朝とは、午前７時から午前９時までの間。以下同じ。）
燃やせないごみ リサイクル	第１、第３日曜日の属する週の水曜日 前日夕方と当日朝
燃やせるごみ（粗大）	８月、１２月の第１日曜日の属する週の木曜日 前日夕方と当日朝

※　家庭ごみが多量に発生した場合や、緊急的に処理を行う必要がある場合は、北薩広域行政事務組合環境センター及びリサイクルセンターへの搬入は、排出者が自ら行うか、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼して行うものとする。

イ　事業系ごみ

種類	収集回数	収集方法等
燃やせるごみ	随時	許可業者による事業者別収集又は自己搬入
燃やせないごみ	随時	許可業者による事業者別収集又は自己搬入
粗大ごみ	随時	許可業者による事業者別収集又は自己搬入
資源ごみ	随時	許可業者による事業者別収集又は自己搬入

※　廃掃法第３条第１項の規定により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

ウ　し尿、浄化槽汚泥

種類	収集回数	収集方法
し尿	随時	許可業者による戸別収集方式
浄化槽汚泥	随時	許可業者による戸別収集方式

⑶　一般廃棄物処理業の許可について

ア　生活系、事業系ごみ

(ｱ) 収集運搬業

本市の生活系、事業系ごみの収集運搬は、現在の許可業者により効率的に処理されており、廃棄物の種類やその量が大幅に増加するなど、適正な体制を確保するために特に必要な場合を除き、新規許可は認めないこととする。

(ｲ) 処分業

一部事務組合で所有する一般廃棄物処理施設（北薩広域行政事務組合環境センター）による処分、市が委託して行う処分の状況等を勘案し、一般廃棄物を再生利用するために行う処分を業とする場合において、廃掃法及び廃掃条例に基づき許可するものとする。

イ　し尿、浄化槽汚泥

(ｱ) 収集運搬業

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現在の許可業者により効率的に処理されており、かつ、公共下水道の整備等により年々、その処理量が減少傾向にあることから、新規に事業実施者が参入する余地がないと思われるため、新規許可は認めないこととする。

(ｲ) 処分業

一部事務組合で所有する一般廃棄物処理施設（北薩広域行政事務組合衛生センター）による処分、市が委託して行う処分の状況等を勘案し、一般廃棄物を再生利用するために行う処分を業とする場合において廃掃法及び廃掃条例に基づき許可するものとする。

⑷　特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器及びパーソナルコンピュータの取扱い

ア　特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器

小売業者が引き取ることを基本とする。小売業者が引き取らない引取義務外品については、製造業者等が指定する指定引取場所に排出者から委託

を受けた廃掃法上の収集運搬許可業者又は排出者自らが運搬するものとし、本市では取り扱わないこととする。

イ　パーソナルコンピュータ

廃棄されるパソコンメーカーのパソコンは、メーカーの自主回収ルートで処理することとする。

回収するメーカーがないパソコンは、一般社団法人パソコン３Ｒ推進協会のメーカー等不存在パソコン回収システムにより処理することとする。

7　一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

本市の一般廃棄物の処理については、北薩広域行政事務組合が行っていることから、北薩広域行政事務組合の処理施設の整備計画による。

8　その他の計画

⑴　環境基本条例に基づく計画

環境基本法（平成５年法律第９１号）に基づき、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、出水市環境基本条例及び出水市環境基本計画に基づいて事業推進を積極的に図り、普及、啓発活動に努めるものとする。

⑵　生活排水対策

生活排水が未処理のまま公共用水域に流されている状況があることに鑑み、公共下水道及び集落排水設備の整備に計画的に取り組み、計画区域外への対策として合併処理浄化槽の設置を推進してきたところである。

今後も生活排水対策として、公共下水道等への接続及び単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。